

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

スポーツでも経営でも雌雄を決するのは、実力を普段通りに発揮する精神的強さと勝つことを目指した誰にも負けない努力です。スポーツのプロも経営者も勝つことを求められた人です。勝つか負けるかの世界ですから、精神的弱さ、実力不足、詰めの甘さがあった方が負けるのです。しかし、負けの経験の方が自分を成長させてくれます。

常総学院の球児達も今年の夏の敗北で多くのことを学んだはずですが。来年の勝利のためには、これまで以上の努力で日々精進するしかありません。一度や二度の敗北でへこたれないことです。

## 私の書棚より

○今までにないオンリーワン商品を作っただけでは、需要創出とは言えません。オンリーワンを生み出した後、ライバルの参入が相次ぐ中で、いかに圧倒的なナンバーワンとなるのか。決め手となるのは他社との差別化です。

○全員がベクトルを合わせて一枚岩となるために経営者に求められるのは、社員に対する発信力、そしてコミュニケーション力だと思います。

「未来の市場を創り出す」  
木川真著 日経 BP 社

## 税務アンテナ

□領収書に記載される受取金額が 3 万円未満のものは、印紙税が非課税とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、5 万円未満のものが非課税とされることになりました。

また、消費税額が区分記載されていたり、税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その受取金額の消費税額が明らかでない場合には、その消費税額は印紙税の記載金額に含めないこととされています。

なお、「受取書」、「預り書」、「仮領収証」のほか、請求書等に「代済」、「領収済」などと記載されたものも領収書とみなされます。ただし、営業に関しない領収書は、非課税となっています。

□直系尊属である両親、祖父母などから平成 25 年に住宅取得資金として贈与を受けた場合には、一般住宅で 700 万円（平成 26 年は 500 万円）、省エネ性又は耐震性を満たす住宅で 1,200 万円（平成 26 年は 1,000 万円）まで非課税とされます。この制度は、相続時精算課税制度と組み合わせることで、さらに 2,500 万円を加えた金額まで贈与税が非課税となります。

ただし、相続時精算課税制度を選択した場合には、暦年課税が使えなくなるため、非課税枠を超えた分については、一律 20 % の贈与税が課税されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 9 月の税務スケジュール

10 日	○ 8 月分の源泉所得税の納付
30 日	○ 7 月決算法人の確定申告 ○ 26 年 1 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 10 月、26 年 1 月、4 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 9 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
------	----------------------------

今月の贈る言葉『知は行の本たり、行は知の実たり』 by 吉田松陰